

## 第二節 武士のおこりと豊前国

### 一 武士のおこりと発展

#### 武士のおこり

奈良時代に墾田永年私財法（天平十五年＝七四三）が施行され、開墾した土地の私有が認められるようになると、農村では有力農民層（旧来の地方豪族・有力農民・有力戸主など）が盛んに土地の開墾を行ったことは先にも述べたが、広大な土地を所有して農民を支配し、後しだいに領主化し始めた有力農民たちは、その土地を中央の権門勢家や有力社寺に形式的に寄進して自らは荘官となり、不輸・不入の権利を獲得して律令国家からの干渉から逃れようとするようになった。しかし他方では律令制の衰退によって社会不安が増大していくという情勢の中で他の勢力の侵入や闘争に備える必要があり、更には自己の支配権の確保や勢力の拡大のためにも家の子・郎党に武装させるようになった。それは平安時代中期のことであり、これが各地の武士の発生となっていた。

また役人で任期の終わったあと地方に土着した貴族や官人も広大な私営田を経営してしだいに領主化していくが、彼らもまた武装し、中には各地に発生した中小の武士団をまとめて棟梁ちゅうりょうと仰うやがれる者も出現してきた。

武士の発展

このような武士たちがその実力を發揮したのには十世紀前半代東西で同時に起きた平将門の乱(九三九—四〇〇)・藤原純友の乱(九三九—四一)などの鎮圧の際であり、その存在と実力を広く国内に示すことになった(資料1参照)。そのような出来事の中で中小の武士団を広範にまとめてその棟梁となったのが清和源氏と桓武平氏であり、その後「都の武者」の家柄を作り上げていく。このころにはまた中央でも衛府が無力化していたので、朝廷や貴族も彼らを「侍」として奉仕させて宮中の警備や貴族の身辺、市中の警護にあたらせたり、一方では地方の武士を盗賊や反乱者を追捕する追捕使や内乱などの際に兵士を統率する押領使に任命して治安を分担させることが多くなった。

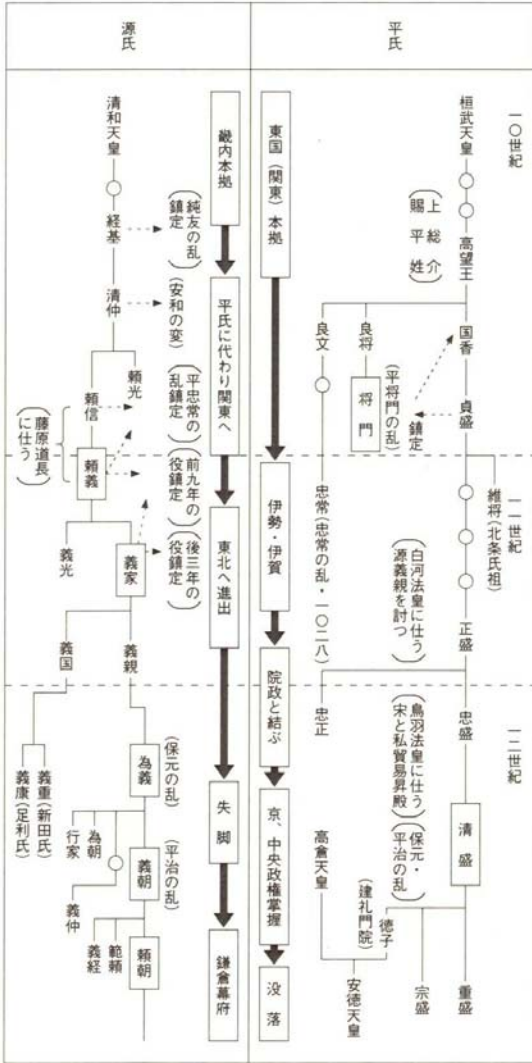
源氏と平氏の発展については、源氏は前九年の役(一〇五—一〇六)・後三年の役(一〇八三—一〇八七)の両役を通して関東武士とのつながりを深めたが、十世紀以

資料1 武士の発展

奥羽の反乱 <small>(東國に扶植力)</small>	平忠常の乱 <small>(一〇八一—一〇三二) 長元二</small>	承平・天慶の乱 <small>(中央政府の無力化) 武士の実力獲得)</small>	〔関東〕(下総) 第一段階(九三五—九三八)一族の内紛、将門 伯父国香を殺す 第二段階(九三九—九四〇)国術襲撃新皇と称し公然と朝廷に反抗 鎮定者 平貞盛(国香の子)と下野押領使藤原秀郷(北家の末流、子孫は奥州藤原氏として繁栄)
	前九年の役 <small>(一〇五—一〇六) 天保五</small>	藤原純友の乱 <small>(九三九—九四一) 天慶二—天慶四</small>	
後三年の役 <small>(一〇八三—一〇八七) 天保三—寛治二</small>	〔奥羽〕(陸奥) 豪族安倍頼時、貞任父子の反乱 鎮定者 源頼義、義家父子、出羽の清原氏と討伐	〔関東〕(上総) 上総介高望の曾孫、勢に任せ朝廷を軽んじ反乱 鎮定者 追捕使源頼信、頼義父子	〔関東〕(下総) 鎮定者 源義家、清衡を助けて鎮定

『資料日本史』東京法令出版株式会社 島田善造ほか昭51・110から

資料2 源氏・平氏の台頭と盛衰



『資料日本史』東京法令出版株式会社 島田善造ほか 昭和51.1.10から

降は摂関家の警護にもあたっていた。平正盛や忠盛は、院（白河・鳥羽・後白河上皇）に接近し、院の近臣として西国の諸国の受領（国司）を歴任して各地の武士と主従関係を結んだり、また日宋貿易に関与するなどして西国に軍事的・経済的な基盤を形成していった。更に十一世紀後半には北面の武士として僧兵の強訴などの横暴を押さえた（資料1参照）。そして古代末期におきた保元の乱（保元元年1156）や平治の乱（平治元年1159）においては、院・天皇・貴族の政治上の対立や矛盾は武士の力に頼ることなしにはその解決も生命の安全も保証されないところまできてしまったことを露呈した（資料2参照）。